

## 奏楽堂ホールの学外者の使用に関する取扱要項

令和4年4月14日

沖芸大要項第9号

(総則)

**第1条** 奏楽堂ホールの学外者の使用については、沖縄県立芸術大学奏楽堂管理運営規程（令和3年沖芸大規程第101号）及び沖縄県立芸術大学奏楽堂ホール使用細則（令和4年沖芸大細則第5号）に基づくほか、この要項の定めによるものとする。

(学外者の定義)

**第2条** 学外者とは本学の教職員、学生以外の者で、学長が適当と認めた者とする。

(学外者の使用対象)

**第3条** 学外者の使用については、開かれた大学づくりの観点から、次のことを対象に承認するものとする。

- (1) 学外者の使用は、原則として、学則で定める夏季休業日（8月1日～9月10日）、及び春季休業日（3月1日～31日）の期間内で本学が使用しない日を対象とする。
- (2) 学外者の使用は、原則として入場料を徴しないことを対象とする。

(学外者の使用許可)

**第4条** 学外者が夏季休業日に使用する場合の申請期間は、その年の4月1日～5月末、春季休業日に使用する場合の申請期間は、その年の10月1日～12月末とし、奏楽堂使用許可申請書(第1号様式)を教務学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、奏楽堂運営委員会の議を経て、学外者の使用を許可する。

3 学長は、奏楽堂の使用を許可したときは、夏季休業日に使用する場合は、6月を目処に、春季休業日に使用する場合は、1月を目処に奏楽堂使用許可書(様式2)を申請者に対し交付するものとする。

(学外者の使用の条件)

**第5条** 使用者は、教育及び芸術文化研究施設としてふさわしい使用をすることを基本条件とし、次の各号に掲げる事項のすべてを忠実に守らなければならない。

- (1) 使用目的以外の目的に使用しないこと
- (2) 会場の設営及び設備の使用については、必ず管理担当者(ホールスタッフ)立会いのうえ行うこと。
- (3) ホール内での飲食、物品の販売は、原則として行わないこと。
- (4) 奏楽堂内は全館禁煙であり、喫煙は建物外の所定の場所以外では行わないこと
- (5) 掲示等は、所定の場所以外では行わないこと
- (6) 使用にあたっては、ごみ等を散乱しないよう常に清潔を心がけること
- (7) 使用中は、常に使用責任者が常駐すること
- (8) 使用後は速やかに現状回復を行うこと
- (9) 駐車場の使用は、当事者に限定し、来賓、一般入場者は使用できない。このことを来賓、一般入場者に周知すること。

(10) ピアノを使用する場合は、使用後に調律を行うこと

(11) 消防法等関係諸法令を遵守すること。

2 学長は、管理上必要があると認めるときは、上記のほかに条件を付けることができる。

(学外者の使用料)

**第6条** 使用者は別に定める使用料を納めなければならない。但し、公立大学法人沖縄県立芸術大学固定資産使用料規程（沖芸大規程第41号）第5条に該当する場合で学長が必要と認めるときは、免除または減額することができる。

(その他)

**第7条** この要項に定めるもののほか、必要な事項については、奏楽堂管理運営委員会において別途審議するものとする。

**附 則**（令和4年4月14日学長決定）

この要項は令和4年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。